

## 令和6年第7回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年7月26日（水）9時55分から10時25分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第16号 非農地証明願について
- 第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第19号 非農地証明願について
- 第6 議案第20号 非農地証明願について
- 第7 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について
- 第8 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	吉田 雄造
書記	都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですのでただいまより令和6年第7回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、9名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、

委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、8番三谷晴喜委員、9番上池如夫委員のご両名をお願いいたします。次に日程第2、議案第16号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第16号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町[REDACTED]他5筆で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては7月4日に、申請者代理人と担当委員の宮川委員と事務局吉田・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は原野化しており、今後も農地としての利用は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第16号について、担当委員より説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川利重委員〕

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、原野化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第16号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第16号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第17号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、まず資料についてですが、21ページから29ページまで修正があったため、資料の差し替えをお願いします。差し替え資料の21ページをご覧ください。議案第17号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町  
[REDACTED] 他6筆で申請理由は売買です。登記地目は田と畑、現況地目も田と畑になっており、面積は6883㎡です。

譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。7月10日に代理人立会いのもと、信高委員と事務局都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料44ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地すべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、29ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人はすでに申請地の管理を行っており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり7月10日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第17号について、担当委員より説明を求めます。2番信高昭男委員。

〔信高昭男委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人はすでに申請地の管理をしており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われまます。そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第17号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

1番。24ページについてですが、作物予定の地目について樹園地に果樹とありますが、登記簿では田と畑ですがこれはよろしいでしょうか。

〔事務局書記〕

ここについては現況の地目を記載するため、果樹などについては樹園地に書いていただくようになっています。

〔原委員〕

わかりました。

〔上池委員〕

9番。譲受人は移住者なのでしょうか。

〔事務局書記〕

譲受人の方については移住者で、申請地近くの家も買う予定であり、今は通いながらの管理になっていきますが、今後については移住をし、管理をいっていくとのことですので。

〔上池委員〕

わかりました。

〔議長〕

他にないでしょうか。

ないようですので、採決をいたします。議案第17号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第4議案第18号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、資料45ページをご覧ください。議案第18号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■他4筆で申請理由は贈与です。登記地目は畑、現況地目も畑になっており、面積は1498㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。7月11日に譲受人立会いのもと、三谷委員と事務局吉田・都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料63ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地すべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、53ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人はすでに申請地の管理を行っており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり7月11日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも

問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第18号について、担当委員より説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は申請地の管理を計画的に行い、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われまます。そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第18号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第18号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第5議案第19号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、資料64ページをご覧ください。議案第19号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町■■■■他1筆で台帳地目は田、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては7月8日に、申請者代理人と担当委員の宮川委員と事務局吉田・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は山林化しており、今後も農地としての利用は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない

状況かと存じます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第19号について、担当委員より説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川利重委員〕

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第19号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第19号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第6、議案第20号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、資料75ページをご覧ください。議案第20号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■他5筆で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては7月8日に、申請者代理人と担当委員の三谷委員と事務局吉田・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は原野化しており、今後も農地としての利用は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第20号について、担当委員より説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、原野化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第20号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第7農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。本案件につきましては、新規設定1件となっております。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料の93ページをご覧ください。新規1件について説明いたします。借受人、貸付人、詳細は利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり許可することといたします。

次に日程第8その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、次回8月総会の日程については、8月28日(水)10時からを予定しております。よろしくお願いします。

〔議長〕

それでは以上をもちまして、令和6年第7回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 8番 \_\_\_\_\_

署名委員 9番 \_\_\_\_\_